

## 介護予防・日常生活支援総合事業のサービス価格の改定について

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の介護予防・生活支援サービス事業のうち、訪問介護相当サービス、通所介護相当サービス及び介護予防ケアマネジメントのサービス価格については、「国が定める額」を勘案して、市町村が定めることとされています。

また、緩和した基準によるサービス（横浜市訪問型生活援助サービス（サービス A））のサービス価格は、市町村が独自に定めるものであり、本市では、訪問介護相当サービスの基本報酬の 90%としています。

今回、「国が定める額」が改定されたことを踏まえ、本市ではこの考え方を基本として、サービス価格の改定を行います。

### 1 基本報酬

#### (1) 横浜市訪問介護相当サービス

サービス内容略称	対 象	回数等	算定単位	
			改定前	改定後
訪問型サービスⅠ	事業対象者、 要支援 1・2	週 1 回程度の訪問が必要とされた方に対する包括的支援	1 月につき 1,172 単位	1 月につき <u>1,176 単位</u>
訪問型サービスⅡ	事業対象者、 要支援 1・2	週 2 回程度の訪問が必要とされた方に対する包括的支援	1 月につき 2,342 単位	1 月につき <u>2,349 単位</u>
訪問型サービスⅢ	事業対象者、 要支援 2	週 2 回を超える程度の訪問が必要とされた方に対する包括的支援	1 月につき 3,715 単位	1 月につき <u>3,727 単位</u>
訪問型サービスⅣ	事業対象者、 要支援 1・2	1 月につき 4 回まで	1 回につき 267 単位	1 回につき <u>268 単位</u>
訪問型短時間サービス	事業対象者、 要支援 1・2	20 分未満で主に身体介護を行う場合 ※ 1 月につき 22 回まで	1 回につき 166 単位	1 回につき <u>167 単位</u>

#### (2) 横浜市訪問型生活援助サービス（サービス A）

サービス内容略称	対 象	回数等	算定単位	
			改定前	改定後
生活援助サービスⅠ	事業対象者、 要支援 1・2	週 1 回程度の訪問が必要とされた方に対する包括的支援	1 月につき 1,055 単位	1 月につき <u>1,058 単位</u>
生活援助サービスⅡ	事業対象者、 要支援 1・2	週 2 回程度の訪問が必要とされた方に対する包括的支援	1 月につき 2,108 単位	1 月につき <u>2,114 単位</u>
生活援助サービスⅢ	事業対象者、 要支援 2	週 2 回を超える程度の訪問が必要とされた方に対する包括的支援	1 月につき 3,344 単位	1 月につき <u>3,354 単位</u>
生活援助サービスⅣ	事業対象者、 要支援 1・2	1 月につき 4 回まで	1 回につき 240 単位	1 回につき <u>241 単位</u>

(3) 横浜市通所介護相当サービス

サービス内容略称	対 象	回数等	算定単位	
			改定前	改定後
通所型独自サービス1	事業対象者、 要支援1	週1回程度の通所が必要とされた方に対する包括的支援	1月につき 1,655単位	1月につき <u>1,672単位</u>
通所型独自サービス/22	要支援2	週1回程度の通所が必要とされた方に対する包括的支援	1月につき 1,655単位	1月につき <u>1,672単位</u>
通所型独自サービス2	事業対象者、 要支援2	週2回程度の通所が必要とされた方に対する包括的支援	1月につき 3,393単位	1月につき <u>3,428単位</u>

(4) 介護予防ケアマネジメント

サービス内容略称	対 象	算定単位	
		改定前	改定後
介護予防ケアマネジメントA	事業対象者、 要支援1・2	1月につき 431単位	1月につき <u>438単位</u>
介護予防ケアマネジメントC・初回	事業対象者、 要支援1・2	1月につき 431単位	1月につき <u>438単位</u>

※基本報酬については、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年9月30日までの間は、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定します。

2 加算

(1) 横浜市訪問介護相当サービス

サービス内容略称	算定単位	
	改定前	改定後
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)※	介護職員処遇改善加算(Ⅲ)の90%	(廃止)
介護職員処遇改善加算(Ⅴ)※	介護職員処遇改善加算(Ⅲ)の80%	(廃止)

※ 令和3年3月末時点で同加算を算定している介護サービス事業者については、1年間の経過措置期間を設けます。

(2) 横浜市通所介護相当サービス

サービス内容略称	算定単位	
	改定前	改定後
栄養アセスメント加算	(新設)	1月につき <u>50単位</u>
栄養改善加算	1月につき 150単位	1月につき <u>200単位</u>

口腔機能向上加算（Ⅱ）		（新設）	1月につき <u>160単位</u>
サービス提供体制強化 加算（Ⅰ）	事業対象者、要支援1 （週1回程度）	（新設）	1月につき <u>88単位</u>
	要支援2 （週1回程度）	（新設）	1月につき <u>88単位</u>
	事業対象者、要支援2 （週2回程度）	（新設）	1月につき <u>176単位</u>
生活機能向上連携加算（Ⅰ）		（新設）	1月につき <u>100単位</u> <small>（3月に1回を限度）</small>
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）		（新設）	1回につき <u>20単位</u> <small>（6月に1回を限度）</small>
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）		（新設）	1回につき <u>5単位</u> <small>（6月に1回を限度）</small>
科学的介護推進体制加算		（新設）	1月につき <u>40単位</u>
介護職員処遇改善加算（Ⅳ）※		介護職員処遇改善 加算（Ⅲ）の90%	（廃止）
介護職員処遇改善加算（Ⅴ）※		介護職員処遇改善 加算（Ⅲ）の80%	（廃止）

※ 令和3年3月末時点で同加算を算定している介護サービス事業者については、1年間の経過措置期間を設けます。

### (3) 介護予防ケアマネジメント

サービス内容略称	算定単位	
	改定前	改定後
委託連携加算	（新設）	1月につき <u>300単位</u> <small>（委託する初回のみ）</small>
介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	1月につき 300単位	（廃止）

### 3 実施予定時期

令和3年4月1日